

協調融資保証制度要綱（通称：W I N）

第1 目的

青森県信用保証協会と本制度を取扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が、県内中小企業者等が必要とする長期事業資金を協調して供給することで、中小企業・小規模事業者の事業の改善及び発展に資することを目的とする。

第2 申込人の資格要件

青森県内に事業所を有し、信用保証協会の通常の申込人資格を有する中小企業者等とする。

第3 取扱金融機関

約定書締結金融機関とする。

第4 保証の条件

（1）保証限度額

2億8,000万円以内

ただし、同時期に総融資額の30%以上をプロパーで協調融資を行うこととする。

（2）資金使途

運転資金・設備資金

（3）保証期間

運転資金1年超10年以内（据置1年以内）

設備資金1年超20年以内（据置1年以内）

（注1）運転設備資金の場合、主たる資金使途をもって保証期間を判定する。

（注2）同時期に実行するプロパー協調融資についても長期資金とする。

（注3）既存保証付の借換は不可とする。

（4）保証形式

証書貸付とする。

（5）保証割合

金融機関の選択した責任共有制度の方式によるものとする（一般保険での対応とする）。

（6）返済方法

分割返済とする。

（7）信用保証料

下表を適用する（一般の信用保証料率より0.10%低い料率）。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%

なお、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、0.1%の割引を行う。

（8）貸付利率

金融機関所定利率とする。

(9) 担保および連帯保証人

ア. 担保

必要に応じて徴求する。

イ. 連帯保証人

原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

第5 受付期間

本制度の受付期間は令和2年4月1日～**令和6年3月31日**までとする。

ただし、取扱期間終期の3ヶ月前までに取扱金融機関及び協会から特段の意思表示が無い場合は、更に取扱期間を1年間延長するものとする。

第6 添付資料

信用保証協会所定の申込資料のほか、本制度固有の添付資料「協調融資保証制度（通称：WIN）における協調支援について（報告書）」を添付するものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもの以外は一般保証に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。